

戸塚区税務課における不適切な事務処理について

1 概要

戸塚区税務課職員 A（50代、男性）が、市税の滞納者に向けて送付した督促状のうち、宛て所不明などの理由により区に返戻された督促状の一部について、故意に公示送達（※）を行わずに廃棄していたことが判明しました。さらにその後、無効な差押処分があったことも判明しました。

職員 A は、返戻された督促状のとりまとめを担当しており、他の担当職員に送付先の再調査を依頼するとともに、送付先が確認できない場合には公示送達を行う立場にありました。

督促状は、市税の納期限を過ぎて未納の納税義務者に送付しなければならないもので、送達先が不明な場合は公示送達をすることとなっています。

督促状の送達は差押処分の前提要件のため、公示送達を行わずに差押処分を執行した場合、その処分は無効となります。

※公示送達とは、住所等が住民票・実地調査などによっても不明である場合等、郵便及び交付による送達ができない特別な事情がある場合に、送付すべき書類の要旨を一定期間、納税地所管の区役所の掲示場に掲示することにより、送達があったものとみなす制度です。（地方税法第20条の2）

2 不適切な事務処理の内容とその影響

職員 A が当該事務の担当をしていた期間（令和2年6月1日～令和4年4月20日）において、判明した不適切な事務処理の内容は次のとおりです。

- | | |
|---|------|
| (1) 返戻された督促状のうち、公示送達が完了していないもの | 119件 |
| (2) (1)のうち督促状を廃棄したもの | 111件 |
| (3) (1)のうち公示送達を行わずに差押処分を執行し、その処分が無効となったもの
(令和2年度：1件 90,600円、令和3年度：1件 8,200円) | 2件 |

3 経緯

- 4月27日（水） 現担当の職員 B が返戻された督促状の処理について、前担当の職員 A に確認したところ、廃棄するよう指示された。疑問に感じた職員 B 及び職員 C から係長に報告があり、職員 A が担当していた期間の事務処理について調査を開始。
- 5月10日（火） 廃棄予定文書の中に返戻された督促状が混入していることを確認した職員 D から課長・係長に報告がある。職員 A にヒアリングを行ったうえで、納税通知書と督促状の公示送達の実施状況を突合する等の調査を開始。
- 5月24日（火） 今回の不適切な事務による納税義務者への影響を確認。

4 原因

郵便による送達先不明の督促状は、発送後2週間程度で大半が返戻されるため、一定の期間を経過した段階で公示送達を行います。公示送達を行った後も、遅れて返戻される督促状があり、これらについても本来は公示送達すべきところ、職員 A は公示送達を行うことを面倒に感じ、遅れて返戻された督促状を廃棄していました。

返戻された督促状の取りまとめ事務は職員 A のみが行っており、他の職員や責任職のチェックが行われていませんでした。

5 納税義務者への対応

(1) 返戻された督促状のうち、公示送達が完了していないもの

督促状の送達は法定事項であり、納付済等、差押処分を行う必要がないものは除き、改めて督促状の公示送達を行います。

(2) (1)のうち、公示送達を行わず廃棄したもの

納税義務者の求めがあった場合に交付できるよう、督促状を再発行したうえで保管します。

(3) (1)のうち、公示送達を行わずに差押処分を執行し、その処分が無効なもの

無効な差押処分により市税に充当した徴収金については、本来、納税義務者にお詫びしたうえで、返金すべきところですが、調査した結果、納税義務者に連絡することが困難な状況であることが判明したため、関係法令に基づき適切に対応してまいります。

6 再発防止策

返戻された督促状の事務処理を複数人で行うことで、今後は、下記のとおり相互チェックを徹底します。併せて、責任職は進捗状況を把握し、しっかりと業務管理を行ってまいります。

返戻された督促状については管理簿を作成し、郵送担当から公示送達担当に回付することで他者によるチェックを行います。公示送達担当は町別担当に依頼・集約した調査結果を管理簿に記載し係長が処理状況を確認することとします。

お問合せ先

戸塚区税務課 担当課長 木村 玲子 Tel 045-866-8380